

高島市マキノ小学校開校準備協議会 第9回会議次第

日時 令和8年7月2日（木）

午後7時00分から

場所 マキノ土に学ぶ里研修センター
2階集会室

1 開 会

2 準備協議会副会長 あいさつ

3 協議事項等

(1) 委員の交代について

資料1

(2) 会長の選出について

(3) 第8回会議の振返りについて

資料2

(4) 所属部会の変更について

資料3

(5) 各部会の進捗状況について

資料4

(6) マキノ小学校基本設計について

資料5

(7) 新小学校の校歌・校章について

資料6

4 その他

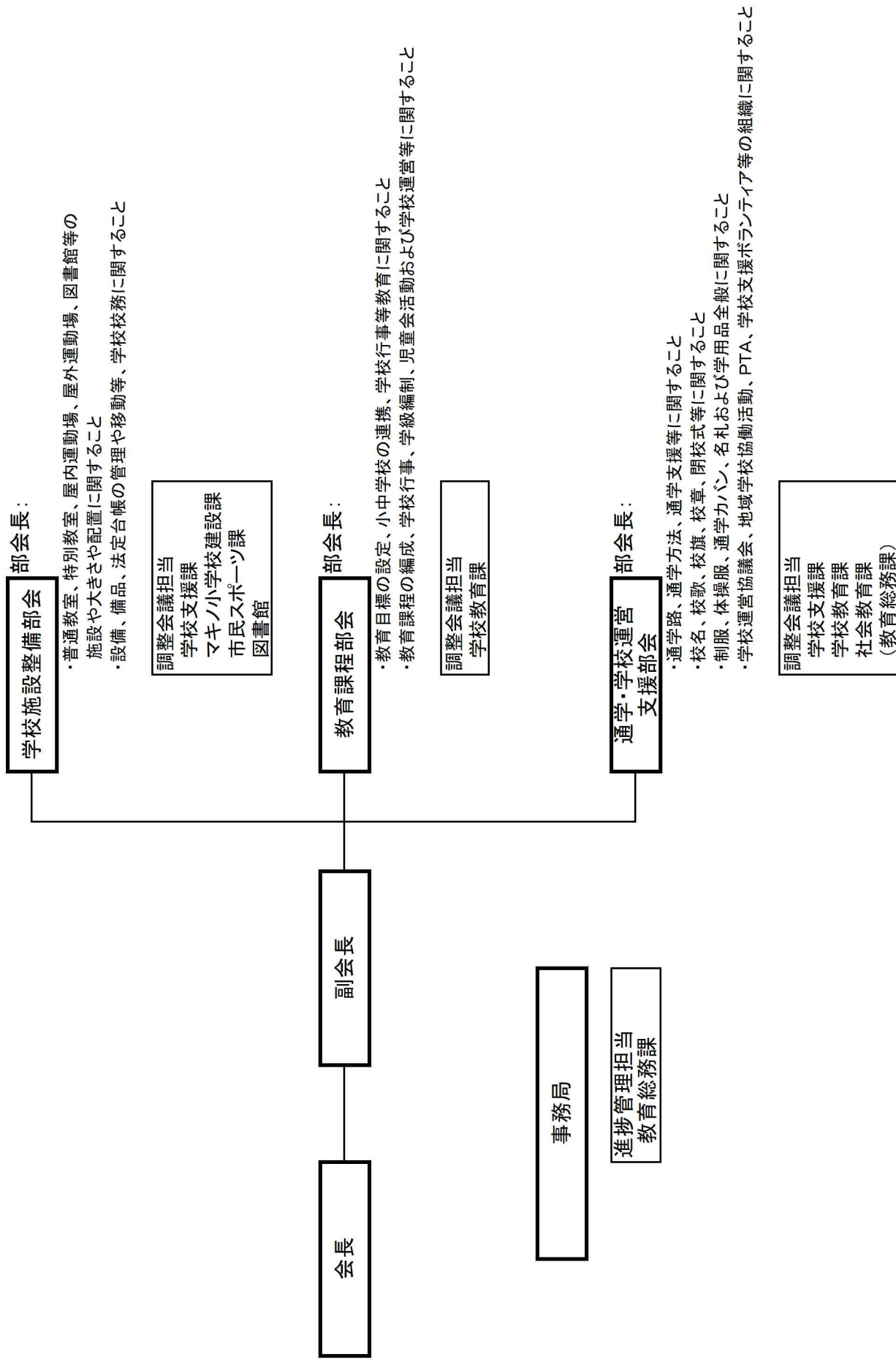
- ・第10回会議の日程について 未定（8月以降）

※部会については、随時、部会長が招集して会議を開催するものとする。

5 閉 会

区分		氏名 (R8)	所属・役職等	備考
1号	小学校の校長および教頭	市川 武	マキノ東小学校 校長	
1号	小学校の校長および教頭	古川 克二	マキノ西小学校 校長	
1号	小学校の校長および教頭	和田 美保	マキノ南小学校 校長	
1号	小学校の校長および教頭	吉本 武史	マキノ東小学校 教頭	
1号	小学校の校長および教頭	佐保田 佳子	マキノ西小学校 教頭	
1号	小学校の校長および教頭	小林 里美	マキノ南小学校 教頭	
2号	マキノ中学校の校長および教頭	饗庭 一弥	マキノ中学校 校長	
2号	マキノ中学校の校長および教頭	海東 茂樹	マキノ中学校 教頭	
3号	小学校の教職員を代表する者	岡部 ひろ美	マキノ東小学校	
3号	小学校の教職員を代表する者	尾中 一彦	マキノ西小学校	
3号	小学校の教職員を代表する者	上田 文	マキノ南小学校	
4号	小学校の保護者を代表する者	藤沢 嘉孝	マキノ東小学校 PTA会長	
4号	小学校の保護者を代表する者	垣貫 宏貴	マキノ西小学校 PTA会長	
4号	小学校の保護者を代表する者	辻 悠斗	マキノ南小学校 PTA会長	
5号	マキノ東こども園およびマキノ西こども園の保護者を代表する者	山口 里美	マキノ東こども園保護者会 副会長	
5号	マキノ東こども園およびマキノ西こども園の保護者を代表する者	上川 新也	マキノ西こども園保護者会 副会長	
6号	区長自治会長および住民自治協議会を代表する者	谷口 浩志	マキノまちづくり協議会 会長	
6号	区長自治会長および住民自治協議会を代表する者	寺田 直人	マキノ地域区長等連絡会 会長	
7号	小学校の学校運営協議会を代表する者	川田 直昭	マキノ東小学校	
7号	小学校の学校運営協議会を代表する者	野崎 正明	マキノ西小学校	
7号	小学校の学校運営協議会を代表する者	岡本 重和	マキノ南小学校	
8号	地域学校協働活動推進員	谷口 良一		
9号	その他教育委員会が必要と認める者	北村 かおり	マキノ支所長	
9号	その他教育委員会が必要と認める者	山本 永子	高島市図書館協議会委員	

○高島市マキノ小学校開校準備協議会 組織図(R8. 4. 1～)



高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 高島市小中学校再編基本方針（令和6年9月策定）に基づく高島市立マキノ東小学校、高島市立マキノ西小学校および高島市立マキノ南小学校（以下「小学校」という。）の統合および（仮称）高島市立マキノ小学校開校に向けた必要な準備について協議、調整等を図るため、高島市マキノ小学校開校準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における意見聴取の場とし、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新校舎の基本設計に関すること。
- (2) 校名、校章、校旗、校歌、校訓等に関すること。
- (3) 閉校および開校の記念行事に関すること。
- (4) 教育課程、学校行事、学級編制、児童会活動、学校保健安全・給食、学校事務等学校運営に関すること。
- (5) 通学路および通学方法に関すること。
- (6) 学校の設備および備品の整備（廃棄）に関すること。
- (7) 制服、体操服、通学カバン、名札および学用品全般に関すること。
- (8) 学校運営協議会、地域学校協働活動、PTA、学校支援ボランティア等の組織に関すること。
- (9) その他開校準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 小学校の校長および教頭
- (2) マキノ中学校の校長および教頭
- (3) 小学校の教職員を代表する者 若干名
- (4) 小学校の保護者を代表する者 若干名
- (5) 高島市立マキノ東こども園および高島市立マキノ西こども園の保護者を代表する者 若干名
- (6) マキノ地域の区長自治会長および住民自治協議会を代表する者 若干名
- (7) 小学校の学校運営協議会を代表する者 3人
- (8) マキノ中学校区の地域学校協働活動推進員
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から開校日の前年度の3月31日までの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長2人を置き、小学校の校長のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

5 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じ、協議会に部会を置き、その所掌事項を分掌させることができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高島市教育委員会事務局教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第 8 回高島市マキノ小学校開校準備協議会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和 8 年 2 月 2 6 日（木）
開会 午後 7 時 0 0 分 閉会 午後 7 時 4 0 分
- 2 開催場所 マキノ土に学ぶ里研修センター 2 階集会室
- 3 会議次第
 - 1.開会
 - 2.準備協議会長あいさつ
 - 3.協議事項等
 - (1) 第 7 回会議の振返りについて
 - (2) 各部会の進捗状況について
 - (3) 新小学校の校歌・校章について
 - (4) 委員の交代による引継について
 - 4.その他
 - 5.閉会
- 4 出席委員 2 0 名（欠席者 3 名）
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、川原林教育指導部長、保木教育指導部次長、前田教育総務課長、保木学校教育課長、上原マキノ小学校建設課長、古川学校教育課主監、古谷マキノ小学校建設課参事、林教育総務課参事、上松教育総務課主任
- 6 会議を傍聴した者 0 名
- 7 次第の経過 次のとおり

次第の経過

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項等

(1) 第7回会議の振返りについて

【説 明】 林教育総務課参事

資料1（1～4ページ）により説明。内容については、令和7年9月24日に高島市ホームページで既に公開されていることを報告した。

(2) 各部会の進捗状況について

【説 明】 学校施設整備部会 饗庭部会長、上原マキノ小学校建設課長、教育課程部会 市川部会長、通学・学校運営支援部会 和田部会長

資料2（5～7ページ）により説明。

学校施設整備部会は、前回協議会から本日までの間で開催された会議はないが、3月中旬以降に第1回会議を開催予定。上原マキノ小学校建設課長からは、基本設計業務・実施設計業務を委託する業者との契約が令和7年11月26日付で締結されたこと、業者からの指摘によりマキノ中学校実習棟の劣化が著しいことから、新小学校校舎建築に合わせて実習棟を解体し新築すること、新小学校に使用する木材の調達を円滑に進めるために部会員に高島市森林水産課職員を1名追加する予定であることが報告された。

教育課程部会は、前回協議会から本日までの間で2回会議が開催され、新小学校の教育課程・教育目標や、小学校間の交流をさらに進める方法等について協議された。教育目標の一つとして、新小学校の名称がマキノ小学校のためマキノの3文字から「ま」じめ、「き」びきび、「の」びのび、といった子どもがいつでも意識できる、生活の中で振り返ることができるものが良いのではという意見があった。また、学校間の交流事業として、既に1年生と2年生で実施（3年生は天候不良のため中止）され、来年度も引き続き計画されていることが報告された。また、行事の精選については学校だけではなく、地域学校運営協議会の力を借りながら進めていくという方針が示された。

通学・学校運営支援部会は、前回協議会から本日までの間で1回会議が開催され、新小学校の校歌・校章について協議された。部会では、校歌・校章とも新小学校開校前に作成すること、校歌の作詞は公募によること、作曲は専門家に依頼すること、校章デザインは公募し、必要に応じてライト業務を外部委託により行うこと、という方針が決定した。また、小学校で使用する通学カバンは、令和9年度入学生から「ランリック」を使用してもらうように令和8年4月に3小学校長名でマキノ地域のこども園の保護者に案内することが報告された。

【質疑等】

特になし

(3) 新小学校の校歌・校章について

【説 明】 林教育総務課参事

資料３（９～１８ページ）により説明。令和８年２月１０日に開催された通学・学校運営支援部会において協議した新小学校の校歌・校章についての協議結果の報告があった。

校歌・校章については、学校の設置要件ではなく必ずしも作成する必要はないが、帰属意識や連帯感を高めるためにほとんどの学校で作成されていることから、新小学校においても作成する方針が決まった。それぞれの作成する時期については、新小学校の開校式や入学式に使用できるように開校前に作成すること。校歌の作詞は、他校の事例では公募によるもの、専門家に委託するもの、音楽教諭によるものが見られたが、高島市民およびマキノにゆかりのある人を対象に公募する方針が決まった。校歌の作曲についても、他校の事例では、公募によるもの、専門家に委託するものが見られたが、専門家に委託する方針が決まった。

また、校章については、他校の事例では公募によるもの、専門家に委託するものが見られたが、公募により募集し、必要に応じてリライト（応募されたデザイン案を目的や条件に合わせて、より適切で分かりやすい、魅力的な内容へと修正・改善する作業）を行う方針が決まった。なお、詳細な募集要領等については、次回部会（令和８年５月開催予定）で協議する。

【質疑等】

特になし

【協議結果】

採決の結果、賛成全員で部会から示された方針により進めることに決定した。

(4) 委員の交代による引継について

【説 明】 林教育総務課参事

本日の会議が令和７年度最後の開催であることから、新年度に各団体で人事異動や役員の交代がある場合は、後日送付する報告書を事務局へ提出するよう説明

4. その他

第９回会議は、令和８年５月中旬以降に開催予定

5. 閉会

所属部会の変更について(案)

1. 施設整備部会に小学校職員が少ないという声があるため、一部委員は所属部会を兼ねる。
2. 保護者代表、学校運営協議会代表の所属部会を分散し、それぞれの立場からの声を届けられるようにする。(保護者代表5名・学校運営協議会代表3名の所属の偏りを解消する。)

区分	氏名	部会員		
		学校施設 整備部会	教育課程 部会	通学・ 学校運営 支援部会
1号 小学校の校長および教頭	市川 武		◎	
1号 小学校の校長および教頭	古川 克二	○(兼)		◎
1号 小学校の校長および教頭	和田 美保			○
1号 小学校の校長および教頭	吉本 武史	○(兼)		○
1号 小学校の校長および教頭	佐保田 佳子		○	
1号 小学校の校長および教頭	小林 里美		○	
2号 マキノ中学校の校長および教頭	饗庭 一弥	◎		
2号 マキノ中学校の校長および教頭	海東 茂樹	○		○(兼)
3号 小学校の教職員を代表する者	岡部 ひろ美	○(兼)	○	
3号 小学校の教職員を代表する者	尾中 一彦			○
3号 小学校の教職員を代表する者	上田 文	○		
4号 小学校の保護者を代表する者	藤沢 嘉孝	○	→	○
4号 小学校の保護者を代表する者	垣貫 宏貴	○	→	○
4号 小学校の保護者を代表する者	辻 悠斗	○	→	○
5号 マキノ東こども園およびマキノ西こども園の保護者を代表する者	山口 里美	○	→	○
5号 マキノ東こども園およびマキノ西こども園の保護者を代表する者	上川 新也	○	→	○
6号 区長自治会長および住民自治協議会を代表する者	谷口 浩志			○
6号 区長自治会長および住民自治協議会を代表する者	寺田 直人			○
7号 小学校の学校運営協議会を代表する者	川田 直昭		○ →	○
7号 小学校の学校運営協議会を代表する者	野崎 正明		○	
7号 小学校の学校運営協議会を代表する者	岡本 重和		○	
8号 地域学校協働活動推進員	谷口 良一			○
9号 その他教育委員会が必要と認める者	北村 かおり			○
9号 その他教育委員会が必要と認める者	山本 永子	○		

9⇒7

7⇒8

8⇒13

各部会の進捗状況について

Ⅰ 学校施設整備部会

【会議の開催状況】

○第2回会議

4月16日（木）午後7時～ マキノ土に学ぶ里研修センター集会室

○第3回会議

5月19日（火）午後7時～ マキノ土に学ぶ里研修センター会議室

【協議事項および内容】

マキノ小学校建設基本設計について

1階・2階平面図に関する意見聴取を行う。

【協議結果】

第2回会議で多くの意見をいただき、それらを参考に修正を行い、第3回会議で確認をいただいた。

【会議予定】

6月19日（金） 受注者から基本設計図書を受領

要綱第2条第1号 新校舎の基本設計に関すること。

一旦部会は完了

【その他】

なし

2 教育課程部会

【会議の開催状況】

教職員で随時開催（前回の協議会以降は未開催）

○第1回マキノ3小カリキュラム編成会議

6月19日（金）15：00～16：40（会場：マキノ東、西、南小）

【協議事項および内容】

昨年度8月と12月に教育課程部会で開催し作成した学校地域連携カリキュラム、学校経営管理全体計画をたたき台として、6月19日（金）に①A低学年（生活科）、②A中学年（総合）③A高学年（総合）、④B特活、⑤C生徒指導、⑤D特別支援の6つの部会に各学校で相談し、1名または2名ほど分かれて入った。また、それぞれの各部会にはリーダーとして3小学校の管理職（校長または教頭）が入り協議した。

協議が終わらなかった部会については、夏季休業中に第2回、3回の協議を重ね、8月19日（水）までに結果をまとめる。

【協議結果】

8月19日（水）にマキノ中学校区合同管理職会議で確認する。

【会議予定】

2学期以降開催予定

3 通学・学校運営支援部会

【会議の開催状況】

第4回会議

6月25日（木）午後2時00分～ マキノ西小学校会議室

【協議事項および内容】

- ・新小学校の校歌・校章について
- ・新入学生の体操服について

【協議結果】

○校歌

- ・歌詞全体を募集する（一人1点）。
- ・校歌は3番までとする。
- ・募集期間は3か月程度とする。

○校章

- ・応募は市内在住に限らず誰でも応募できる（一人1点）。
- ・募集期間は2か月程度とし、校歌募集と終期を合わせる。

○体操服

- ・小中の連携を一層深めること、児童生徒及び保護者の利便性向上および保護者負担の軽減を図ること、機能性の向上を図ること、を目的にマキノ中学校区内で統一した体操服へ仕様変更を行う。
- ・令和9年度の小中入学生より順次使用開始とするが、現行の体操服も当面の間引き続き使用可能とする。

【会議予定】

7月開催予定

【その他】

なし

令和 8 年 7 月 日

保護者 様

高島市立マキノ中学校 校長 饗庭 一弥
マキノ東小学校 校長 市川 武
マキノ西小学校 校長 古川 克二
マキノ南小学校 校長 和田 美保

体操服の変更について(お知らせ)

向暑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より教育活動にご理解・ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、マキノ中学校区では、令和 10 年度に学区内 3 小学校を統合、中学校隣接地に建設予定の新校舎に子どもたちが通学する運びとなります。これらのことを踏まえて小学校と中学校の連携を一層深めるとともに、児童生徒及び保護者の皆様の利便性向上を目的として、このたび、中学校区内の小学校・中学校で統一した体操服へ仕様変更を行うこととなりました。

つきましては、現行の中学校体操服を踏襲したカラー・新デザインで幅広いサイズ展開を行い、小学生から中学生まで長期間同じデザインの体操服が着用できるように準備を進めておりますので、裏面の新体操服販売予定価格もご参考にしていただき、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

マキノ中学校区では、今後も子どもたちが安心して学校生活を送り、円滑に小中連携を進められる教育環境づくりに努めてまいります。

記

1 変更の目的

小中学校 9 年間を見通した教育活動の充実を図り、小学校と中学校の連携を深める
児童生徒及び保護者の皆様の利便性向上および保護者負担の軽減
動きやすさや快適性を考慮した体操服の機能性の向上

2 新体操服の概要

中学校区小中学校統一で男女共通の着用しやすいデザイン
動きやすく通気性・速乾性に優れた素材を採用

3 使用開始時期

令和 9 年度の小学校入学生および中学校入学生より順次使用開始とします。
小中学校在校生の追加購入についても令和 9 年度から可能となります。

4 現行の小中学校の体操服について

現在、各小中学校で使用している体操服については、当面の間、引き続き使用可能とします。買い替えを一律にお願いするものではありませんので、ご家庭の状況に応じてご対応ください。なお、現行の小中学校体操服の購入については、令和 8 年度中は可能であり在庫限りとなります。

5 購入方法

販売時期については、令和9年度入学生対象の新学期準備が始まりとなります。

取扱店については従来通りで変更はありません。

販売予定価格等の詳細につきましては、下欄にてご案内いたします。

6 その他

7月に開催予定の各小中学校保護者懇談会の際、サンプル品の展示を行いますので、各校の展示会場にて実物をご確認ください。

■令和9年度小中学校体操服の販売予定価格について

【小学校】税込価格です。

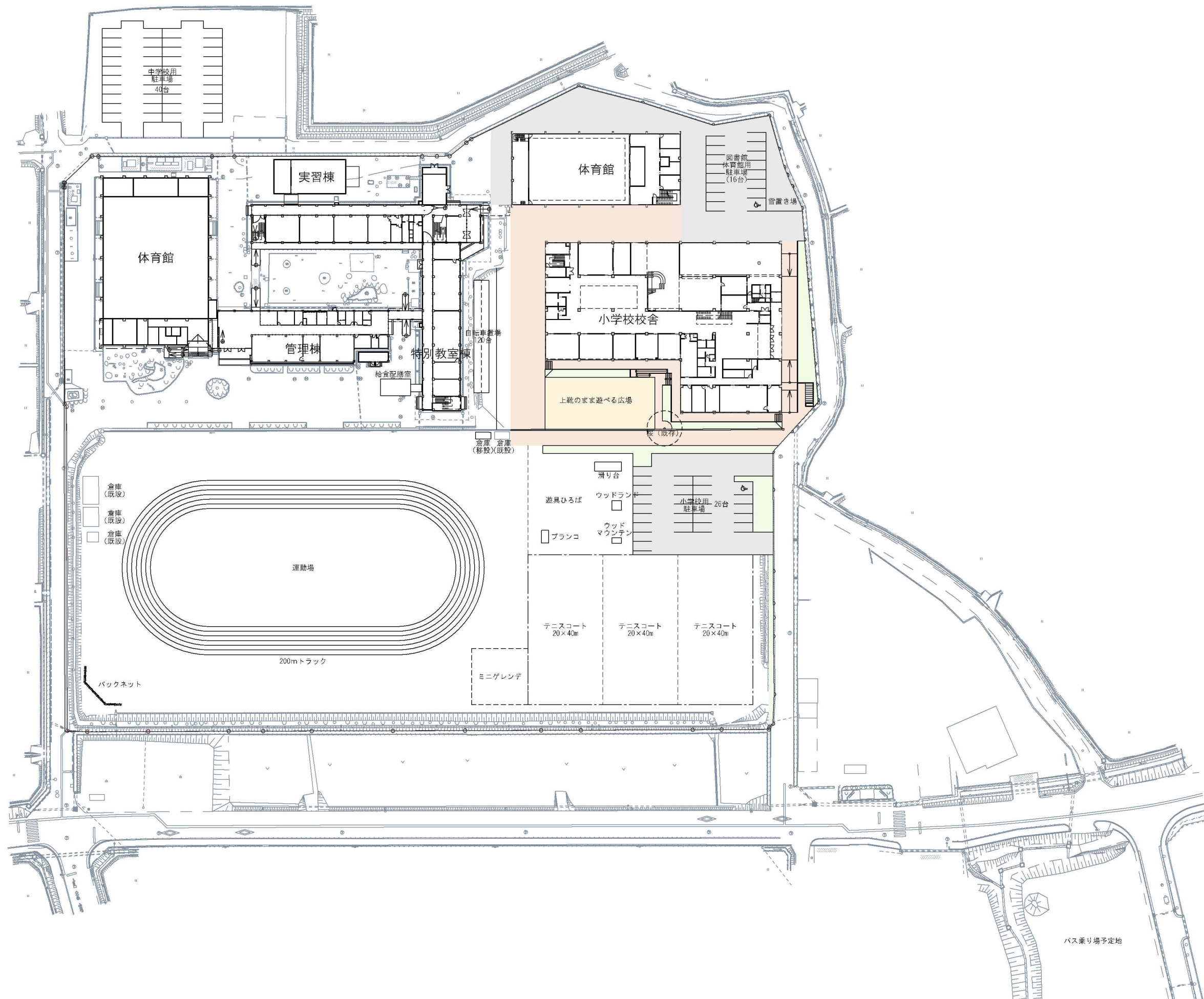
冬上 ジャケット	現行 価格	新商品 価格	差額	冬下 タイツ	現行 価格	新商品 価格	差額
120-130	¥5,080	¥5,750	670	120-130	¥4,080	¥3,760	-320
140-150	¥5,280	¥5,960	680	140-150	¥4,510	¥3,970	-540
S-L	¥6,320	¥6,800	480	S-L	¥5,130	¥4,600	-530

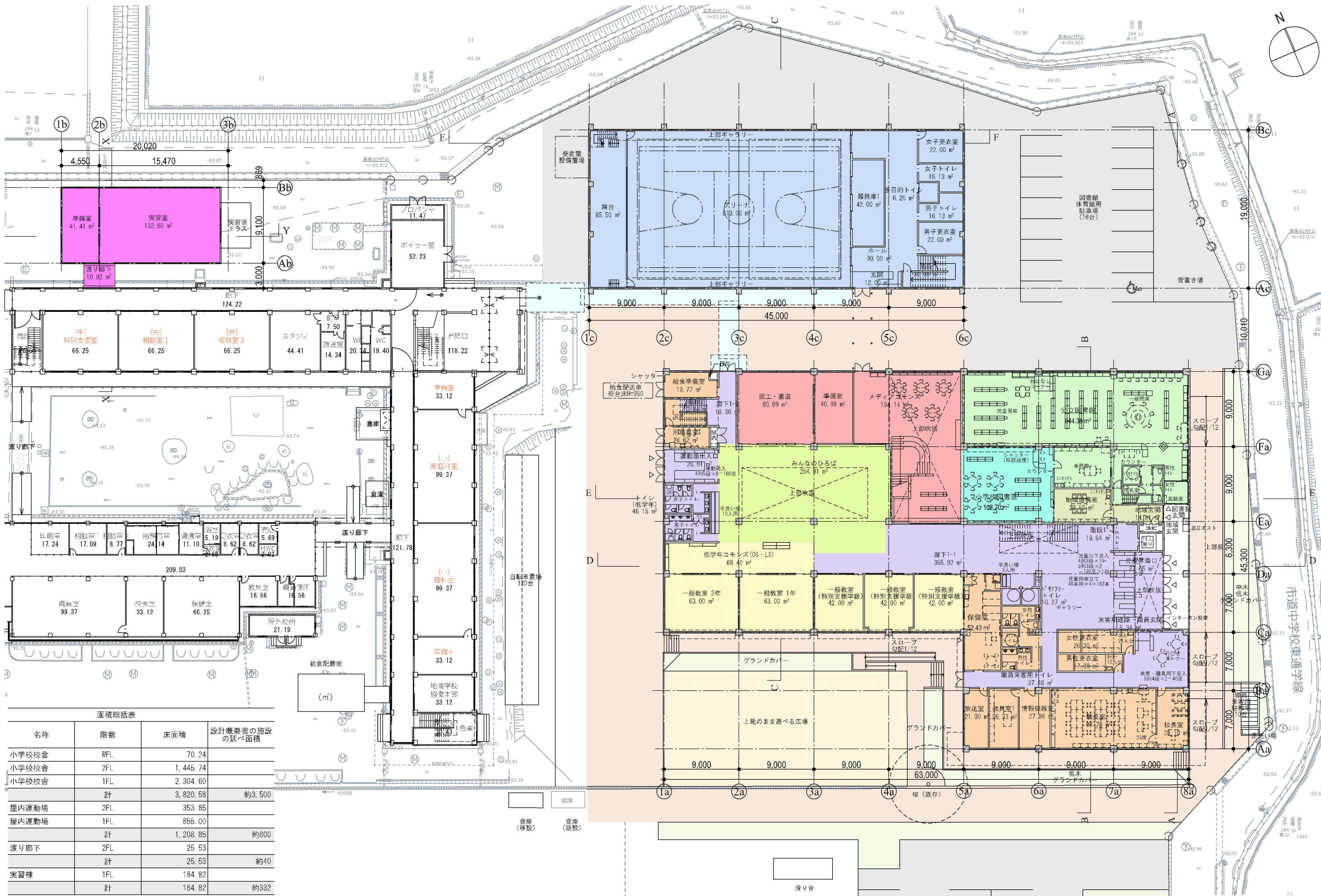
半袖 シャツ	現行 価格	新商品 価格	差額	ハーフ パンツ	現行 価格	新商品 価格	差額
120-130	¥2,500	¥1,730	-770	120-130	¥2,300	¥2,640	340
140-150	¥2,870	¥1,730	-1,140	140-150	¥2,550	¥2,850	300
S-L	¥3,300	¥2,200	-1,100	S-L	¥2,750	¥3,060	310

【中学校】税込価格です。

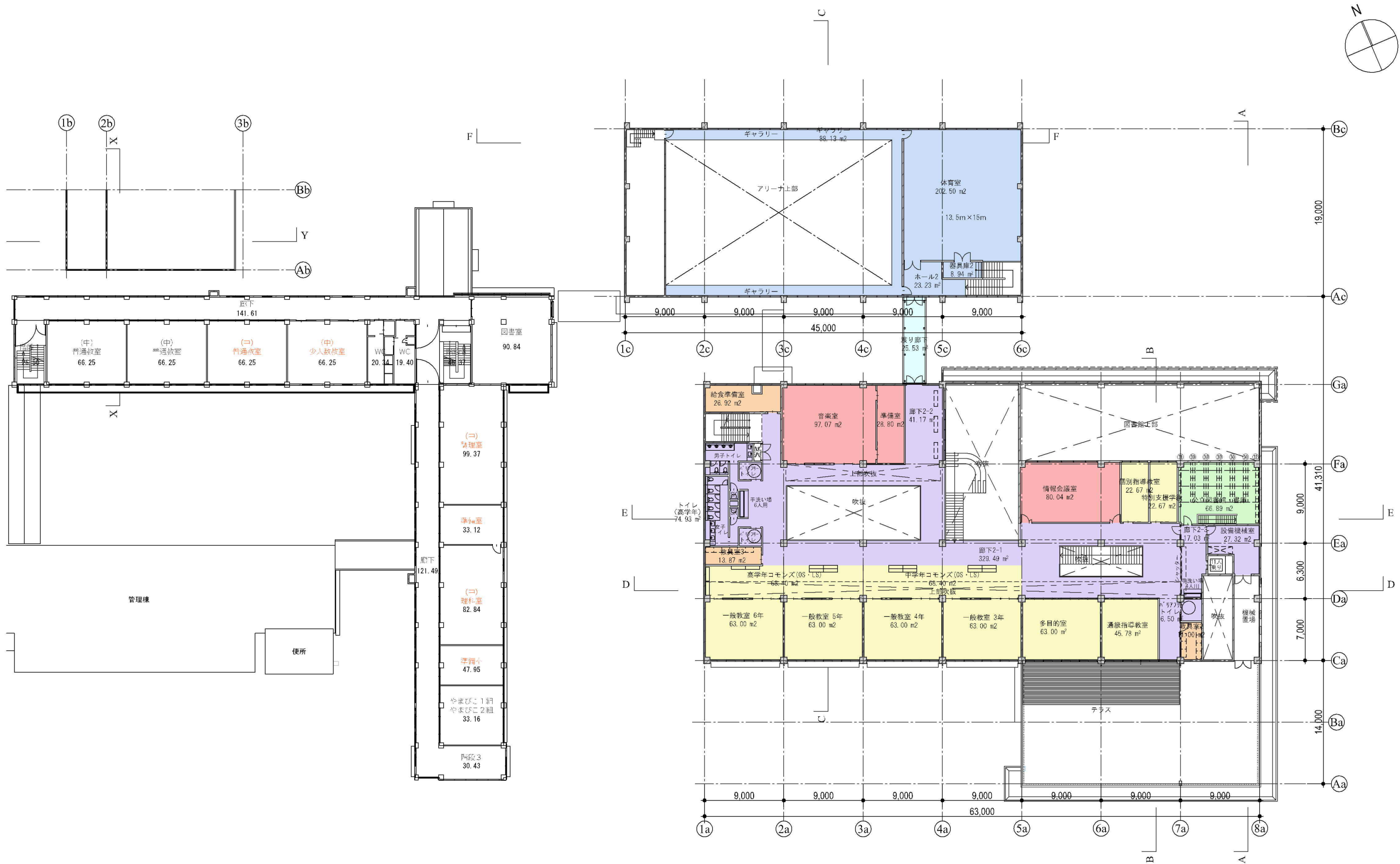
冬上 ジャケット	現行 価格	新商品 価格	差額	冬下 タイツ	現行 価格	新商品 価格	差額
S-L	¥6,900	¥6,800	-100	S-L	¥6,000	¥4,600	-1,400
LL-	¥6,900	¥7,220	320	LL-	¥6,000	¥5,020	-980

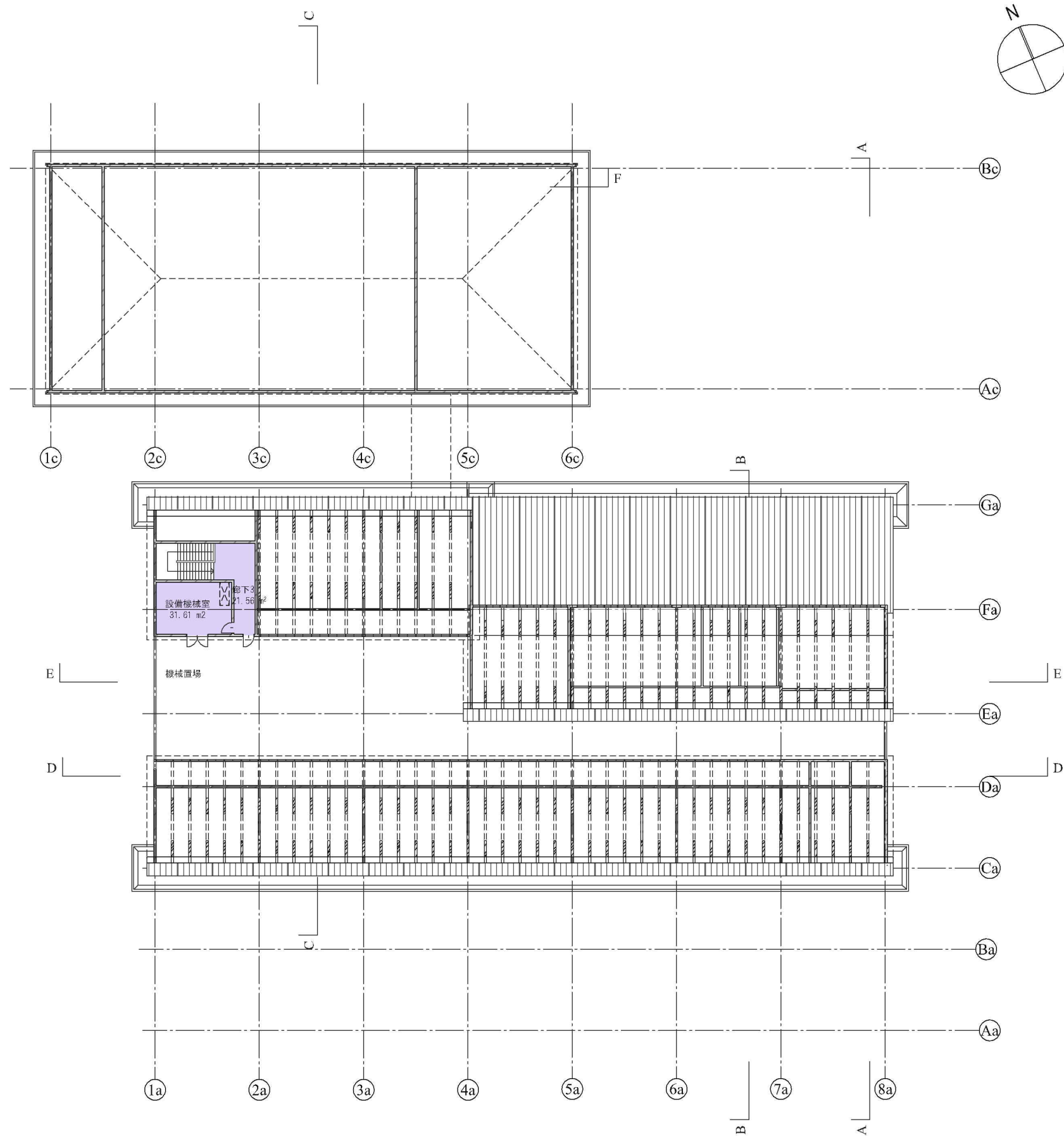
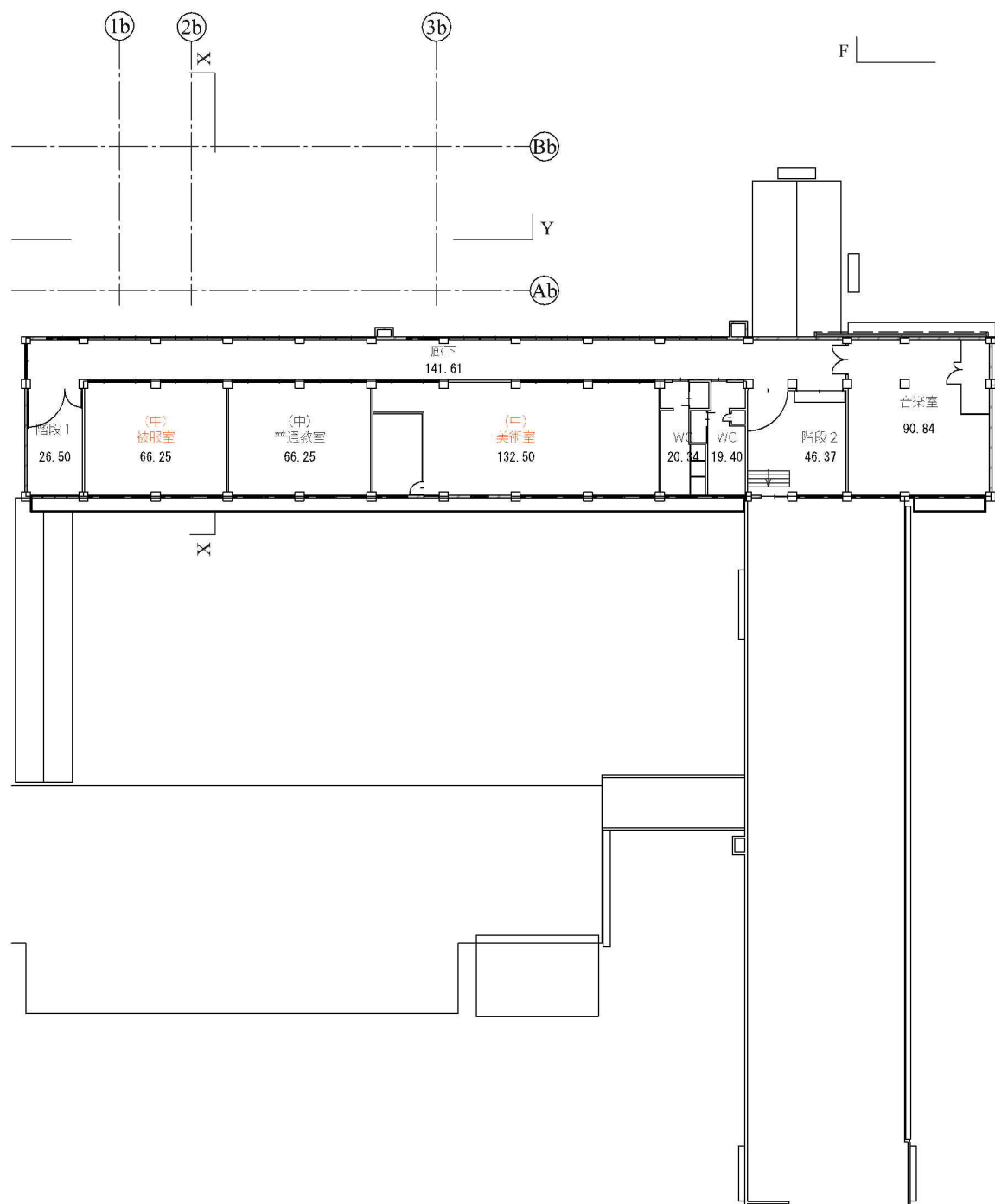
半袖 シャツ	現行 価格	新商品 価格	差額	ハーフ パンツ	現行 価格	新商品 価格	差額
S-L	¥2,220	¥2,200	-20	S-L	¥3,650	¥3,060	-590
LL-	¥2,220	¥2,200	-20	LL-	¥3,650	¥3,270	-380





面積総括表			
名称	階数	床面積	設計概要書の施設の延べ面積
小学校校舎	RFL	70.24	
小学校校舎	2FL	1,445.74	
小学校校舎	1FL	2,304.60	
	計	3,820.58	約3,500
屋内運動場	2FL	353.85	
屋内運動場	1FL	855.00	
	計	1,208.85	約800
渡り廊下	2FL	25.53	
	計	25.53	約40
実習棟	1FL	184.82	
	計	184.82	約332







南東側鳥瞰



北東側鳥瞰



北西側鳥瞰



南西側鳥瞰



鳥瞰図（完成予想図）

マキノ小学校の校歌・校章について

1. 協議会で決定した事項

○校歌

- ・開校式や入学式で歌えるように新小学校開校前に作成する。
- ・校歌の歌詞は、高島市民およびマキノにゆかりのある人を対象に公募する。
- ・作曲は、専門家に依頼する。

○校章

- ・校章は、公募により募集する。
- ・必要に応じてリライト（デザイン案を目的や条件に合わせて、より適切でわかりやすい、魅力的な内容へと修正・改善する作業）を外部委託により行う。

2. 協議事項

○校歌

- ①歌詞全体を募集するのか、あるいは言葉やフレーズを募集し、それをもとに歌詞を外部委託するのか
 ⇒歌詞全体を募集する。
 ※作曲家に曲の作成を依頼する。

- ②応募点数に上限を設けるのか
 ⇒一人1点とする。

- ③募集の際に応募者に盛り込んでいただきたい点
 ⇒小学生が歌詞の意味がわかるもの、故郷への愛着が感じられるもの 等
 ※他自治体の例を参考に要項を作成する

- ④校歌は何番までとするのか（2～4番）
 ⇒3番までとする。

- ⑤募集期間
 ⇒3か月程度とする。

○校章

①募集対象はどうするのか。市内に限定するのか、範囲を拡大するのか
⇒市内在住に限らず誰でも応募できるものとする。

②応募点数に上限を設けるのか
⇒一人１点とする。

③募集期間
⇒２か月程度とし、終期を校歌と合わせる。

第５回会議で、校歌・校章の募集要項（案）について協議する。

３．現在想定しているスケジュール

○校歌	令和９年３月	校歌（歌詞）案 選定
	令和９年４月	校歌制作外部委託発注
	令和９年７月	校歌（案） 部会・準備協議会で試聴
	令和９年９月	校歌完成

※校歌を外部委託する場合、作詞・作曲含め完成までに約３か月の期間を要する。

○校章	令和９年３月	校章（案） 選定
	令和９年４月	校章デザインリライト業務外部委託発注
	令和９年７月	校章デザイン完成
	令和９年８月	学校旗、掲揚旗作成外部委託発注
	令和１０年１月	学校旗、掲揚旗完成

※校章がデザインされた学校旗、掲揚旗の作成を外部委託する場合、約４か月の期間を要する。